

とくていひえいりかつどうほうじん
特定非営利活動法人 みつばちの家

きょうどうせいかつえんじょ じゅうようじこうせつめいしよ
共同生活援助 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

みつばちの家は、入居者に対して共同生活援助サービスを提供します。

じぎょうしゃ
1. 事業者

めいしょう 名称	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 みつばちの家
しよざいち 所在地	ぎふけんせきししものほかみ 岐阜県関市下之保上タラキ 5105
だいひょうしゃ 代表者	りじちよう さわい もとみつ 理事長 澤井 基光
でんわばんごう 電話番号	0575-36-1010

じぎょうしよ
2. 事業所

じぎょうしよ しゆるい 事業所の種類	していきょうどうせいかつえんじよじぎょうしよ 指定共同生活援助事業所 へいせい ねん がつ にちしてい 平成24年5月1日指定
じぎょうしよ もくてき 事業所の目的	にゅうきよしや たい きょうどうせいかつ いとな じゅうきよ 入居者に対し、共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援や食事、入浴、排泄等の介護を必要に応じて提供します。
めいしょう 名称	みつばちホーム
しよざいち 所在地	ぎふけんせきしせんびきたにちようめ7ばん4ごう 岐阜県関市千疋北二丁目7番4号
でんわばんごう 電話番号	0575-28-3833
かんりしゃ 管理者	まつおゆきみ 松尾幸美
サービス管理責任者	まつおゆきみ 松尾幸美

しゅたいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
うんえいほうしん 運営方針	うんえいきてい 運営規程による
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成24年5月1日
りょうていじん 利用定員	めい 10名
バックアップ施設	しゃかいふくしほうじん みたにかい 社会福祉法人 美谷会

3. みつばちホームの概要

(1) 構造

	みつばちホーム千足	みつばちホーム武芸川
こうぞう 構造	もくぞうかわらぶき2かいだて 木造瓦葺2階建	もくぞうかわらぶき2かいだて 木造瓦葺2階建
しきちめんせき 敷地面積	284.39 m^2	208.19 m^2
のべゆかめんせき 延床面積	108.05 m^2	121.40 m^2

(2) 居室

	みつばちホーム千足	みつばちホーム武芸川
こしつ わしつ 個室(和室)	2室	3室
こしつ ようしつ 個室(洋室)	3室	2室

※ 利用者の心身の状況や居室の空き状況などによりご希望に添えない場合もあります

(3) 居室以外の施設設備の概要

	みつばちホーム千足	みつばちホーム武芸川
だいどころ 台所	1室	1室
よくしつ 浴室	1室	1室
せんめんじょ 洗面所	1室	2室
トイレ	1室	2室

4. 職員しよくいんの配置状況はいちじょうきょう

職種 <small>しよくしゆ</small>	常勤 <small>じょうきん</small>	非常勤 <small>ひじょうきん</small>	勤務体制 <small>きんむたいせい</small>
管理者 <small>かんにりしや</small>	1名 <small>めい</small>		生活支援員兼務 <small>せいかつしえんいんけんむ</small> 9時～13時 9時～18時
サービス管理責任者 <small>かんにりせきにんしや</small>	1名 <small>めい</small>		14時～18時 16時～20時
世話人 <small>せわにん</small>		6名 <small>めい</small>	6時15分～8時45分(千疋) 6時半～9時(武芸川) 18時～20時(千疋) 17時半～19時半(武芸川)
生活支援員 <small>せいかつしえんいん</small>	1名 <small>めい</small>		管理者兼務 <small>かんにりしやけんむ</small> 9時～18時 9時～13時

※ 利用者りようしやの生活せいかつの状況じょうきょうなどにより変更へんこうする場合ばあいもあります

5. 当事業所とうじぎょうしょが提供ていきようするサービスりようりようきんと利用料金

(1) 介護給付費かいごきゅうふひから給付きゅうふされるサービス

介護給付費かいごきゅうふひで提供ていきようするサービスないようの内容いは以下の通りとおです。

なお、入居者にゆうきしや個人こじんについて提供ていきようするサービスないようの内容いについては、個別支援こべつしえん

計画けいかくに基づくもとものとします。

① 基本的な生活きほんてきに関わるせいかつ支援かか

しょくじ えいよう にゆうきよしや しんたい じょうきょう しこう こうりよ しょくじ ていきょう
食事・・・栄養のバランス、入居者の身体の状況や嗜好を考慮した食事の提供

おこな
を行います

ちょうり つねにせいけつ あんぜん はいりよ ちょうり
調理・・・常に清潔・安全に配慮して調理をします

せんたく せいそう にゆうよく はいせつ せいようなど にゆうきよしや じょうきょう おう てきせつ しえん かい
洗濯・清掃・入浴・排泄・整容等・・・入居者の状況に応じて、適切な支援・介

じょ おこない
助を行います

② 日中活動に関わる支援

につちゆうかつどう さき れんらく ちょうせい はか みっせつ れんけい たも
日中活動先との連絡・調整を図り、密接な連携を保つようにします

③ 社会生活に関わる支援

きんせんかんり にちじょうせいかつ かか そうだん しえんなど にゆうきよしや じょうきょう おう てきせつ
金銭管理、日常生活に関わる相談・支援等・・・入居者の状況に応じ、適切な

しえん
支援をします

(2) 利用料金

かいごきゅうひしきゅう りようしゃ じ こふたんがく じゅきゅうしゃしやう きさい がく
介護給費支給に伴う利用者自己負担額・・・受給者証に記載の額

やちん えん せんびき えん むげがわ
家賃 25,000円(千疋) 20,000円(武芸川)

こうねつすいひ えん はんとし せいさん
光熱水費 10,000円(半年ごとに精算)

しょくひ えん はんとし せいさん
食費 30,000円(半年ごとに精算)

にちようひんひ じっぴ
日用品費 実費

た にちじょうせいかつひ じっぴ
その他日常生活費 実費

(3) 利用料金のお支払い方法

りようりょうきん 1かげつ けいさん せいきゅう
利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、請求します。

しはらい まいつき にち よくげつぶん じどうひ お
支払は毎月27日に翌月分を自動引き落としとさせていただきます。

ごりよう きんゆうきかん じゅうろくぎんこう せきしてん
ご利用できる金融機関は 十六銀行 関支店です。

げんきん しはら
現金による支払いもできます。

6. 協力医療機関について

当事業所では利用者の健康管理のために次の医療機関に協力を依頼しています。

す。なお、かかりつけ医への受診もできます。

協力医療機関

中濃厚生病院

歯科協力医療機関

中濃厚生病院

7. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者が急病等になった場合、速やかに病院に連れて行く等の

必要な措置を行うとともに、保護者にも連絡をします。

8. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者

の家族等に連絡をするとともに、必要な措置をします。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償

を速やかに行います。

9. 非常災害時の対応

別に定める防災マニュアルにより対応します。

10. 要望、苦情及び虐待に関する相談窓口について

(1) 当事業所における相談窓口

利用者相談窓口担当者 管理者 まつおゆきみ 松尾幸美

受付時間 毎週月曜日～金曜

午前10時～午後4時

解決責任者 理事長 澤井 基光

(2) 行政機関その他相談窓口

関市役所 福祉政策課

電話 0575-23-9032

11. 入居に当たりご準備いただきたいもの

居室で使用されるエアコン、テレビ、寝具、その他の日用品をご準備下さい。

カーテン、カーペットなどを使用される場合は、難燃性のものをご準備下さい。

なお、貴重品はご自身で管理して下さるようお願いいたします。ご自身での管理が

難しい方は預かり金管理サービスがありますのでお申し込み下さい。

12

入居にあたって守っていただきたいこと

みつばちホームは、仲間と一緒に暮らす家です。仲間と協力して、楽しく暮らすことができるよう、次のことを守ってください。

(1) タバコは、決められた場所で吸ってください。個人の部屋での喫煙は絶対にしないで下さい。

(2) お酒は節度を守り、他の人に迷惑がかかるような飲み方はしないで下さい。

(3) 他の利用者や従業員に対して、暴力をふるわないで下さい。

(4) 集団生活のルールを守り、他の利用者に迷惑をかけないようにして下さい。

(5) 以上のことが守れない場合には、ホームから退居していただく場合があります。

じょうき けいやく せいりつ しょう
上記の契約の成立を証するために、ほんけいやくしょ つう さくせい かくじ つう ほんかん
本契約書2通を作成し、各自その1通を保管するものとします。

わたし ほんしょめん もと じぎょうしょしょくいん しょくめい しめい
私は、本書面に基ついで事業所職員（職名 氏名）から
じょうきじゅうようじこう せつめい う かくにん
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

れいわ ねん がつ 日にち
令和 年 月 日
ご 利用 者 じゅう しょ 印
住 所 印

し めい 氏 名 印

ほんにん い し かくにんおよ ほんにん きにゅう むずか ばあい か き せいねんこうけんにとん きにゅう
本人の意志確認及び本人による記入が難しい場合は、下記に成年後見人等がご記入
くだ
下さい。

りようしゃ せいねんこうけんにとん じゅう しょ
ご利用者の成年後見人等 住 所 印
し めい 氏 名 印
ぞく がら 続 柄

きょうどうせいかつえんじよじぎょうしょ かん ていきょう じょうき じゅうようじこう
共同生活援助事業所に関するサービスの提供にあたり、上記のとおり重要事項に
ついで説明いたしました。

じぎょうしょ じゅう しょ
事業所 住 所 〒501-3521

ぎふけんせきししものほかみ
岐阜県関市下之保上タラキ 5105

めい しょう たくていひ えいり かつどうほうじん いえ
名 称 特定非営利活動法人みつばちの家

きょうどうせいかつえんじよじぎょうしょ
共同生活援助事業所

みつばちホーム

せつめいしゃ 説明者 印